

自己資本の充実の状況等について

当行は、自己資本比率規制（第1の柱）に関する金融庁告示第19号（以下、告示）の一部改正にともない、平成25年度末より、バーゼルⅢ基準により自己資本比率を算出しております。

以下の記載の開示事項は、金融庁告示第7号に基づく開示事項になります。

自己資本の構成に関する開示事項

●連結自己資本比率（国内基準）

平成26年3月期

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による不参入額	自己資本
コア資本に係る基礎項目 (1)		自己資本
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	31,740	自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) 34,917
うち、資本金及び資本剰余金の額	2,001	リスク・アセット等
うち、利益剰余金の額	29,799	信用リスク・アセットの額の合計額 307,406
うち、自己株式の額 (△)	—	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 6,748
うち、社外流出予定額 (△)	60	うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービス・ライツに係るもの）を除く。 963
うち、上記以外に該当するものの額	—	うち、継延税金資産 —
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	—	うち、退職給付に係る資産 375
うち、為替換算調整勘定	—	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー △ 150
うち、退職給付に係るものの額	—	うち、上記以外に該当するものの額 5,559
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額 —
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—	オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額 18,186
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	980	信用リスク・アセット調整額 —
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	980	オペレーションナル・リスク相当額調整額 —
うち、適格引当金コア資本算入額	—	リスク・アセット等の額の合計額 (二) 325,592
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	連結自己資本比率
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	連結自己資本比率 ((ハ) / (二)) 10.72
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,195	
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ) 34,917		
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービス・ライツに係るもの）の額の合計額	— 963	
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	— —	
うち、のれん及びモーゲージ・サービス・ライツに係るもの以外の額	— 963	
継延税金資産（一時差異に係るもの）の額	— —	
適格引当金不足額	— —	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	— —	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	— —	
退職給付に係る資産の額	— 375	
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	— —	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	— —	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	— 679	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	— —	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	— —	
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	— —	
うち、継延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	— —	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	— —	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	— —	
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	— —	
うち、継延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	— —	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ) —		

●連結自己資本比率（国内基準）

平成25年3月期

(単位：百万円、%)

項目		平成25年3月31日
基本的項目 (Tier1)	資本金	2,000
	うち非累積的永久優先株	—
	新株式申込証拠金	—
	資本剰余金	0
	利益剰余金	28,749
	自己株式(△)	—
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額(△)	60
	その他の有価証券の評価差損(△)	—
	為替換算調整勘定	—
	新株予約権	—
	連結子法人の少数株主持分	—
	うち海外目的会社の発行する優先出資証券	—
	営業権相当額(△)	—
	のれん相当額(△)	—
	企業統合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—
	繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)	—
	繰延税金資産の控除額(△)	—
	計(A)	30,691
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価格の差額の45%相当額	2,248
	一般貸倒引当金	1,205
	負債性資本調達手段等	—
	うち永久劣後債務(注2)	—
	うち期限付劣後債務および期限付優先株(注3)	—
	計	3,453
	うち自己資本への算入額(B)	3,453
控除項目	控除項目(注4)(C)	—
自己資本額	(A) + (B) - (C)(D)	34,144
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	291,183
	オフ・バランス取引項目	1,343
	信用リスク・アセットの額(E)	292,526
	オペレーションル・リスク相当額に係る額((G)/8%)(F)	18,688
	(参考) オペレーションル・リスク相当額(G)	1,495
	計(E) + (F)(H)	311,214
連結自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		10.97
(参考) Tier1比率 = A/H × 100 (%)		9.86

- (注) 1. 告示第28号第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第29号第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29号第1項第4号および第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られています。
4. 告示第31号第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

●単体自己資本比率（国内基準）

平成26年3月期

（単位：百万円、%）

項目	経過措置による不参入額	
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	31,176	△
うち、資本金及び資本剰余金の額	2,001	△
うち、利益剰余金の額	29,235	△
うち、自己株式の額（△）	—	△
うち、社外流出予定額（△）	60	△
うち、上記以外に該当するものの額	—	△
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	△
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	914	△
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	914	△
うち、適格引当金コア資本算入額	—	△
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	△
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	△
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	△
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,195	△
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 34,287	△
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。）の額の合計額	—	962
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	962
繰延税金資産（一時差異に係るものと除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	237
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	734
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(口)	—
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (口))	(ハ) 34,287	△
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	307,512	△
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	6,664	△
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。）	962	△
うち、繰延税金資産	—	△
うち、前払年金費用	237	△
うち、他の金融機関等向けクスボージャー	△150	△
うち、上記以外に該当するものの額	5,614	△
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	△
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	17,804	△
信用リスク・アセット調整額	—	△
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—	△
リスク・アセット等の額の合計額	(二) 325,316	△
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	10.53	△

●単体自己資本比率（国内基準）

平成25年3月期

(単位：百万円、%)

項目		平成25年3月31日
基本的項目 (Tier1)	資本金	2,000
	うち非累積的永久優先株	—
	新株式申込証拠金	—
	資本準備金	0
	その他資本剰余金	—
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	26,322
	その他	—
	自己株式(△)	—
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額(△)	60
	その他有価証券の評価差損(△)	—
	新株予約権	—
	営業権相当額(△)	—
	のれん相当額(△)	—
	企業統合により計上される無形固定資産(△)	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当(△)	—
	繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)	—
	繰延税金資産の控除額(△)	—
	計(A)	30,264
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価格の差額の45%相当額	2,248
	一般貸倒引当金	1,106
	負債性資本調達手段等	—
	うち永久劣後債務(注2)	—
	うち期限付劣後債務および期限付優先株(注3)	—
	計	3,354
	うち自己資本への算入額(B)	3,354
控除項目	控除項目(注4)(C)	—
自己資本額	(A) + (B) - (C)(D)	33,619
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	291,542
	オフ・バランス取引項目	1,343
	信用リスク・アセットの額(E)	292,885
	オペレーションル・リスク相当額に係る額((G)/8%)(F)	18,355
	(参考) オペレーションル・リスク相当額(G)	1,468
	計(E) + (F)(H)	311,240
単体自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		10.80
(参考) Tier1比率 = A/H × 100 (%)		9.72

- (注) 1. 告示第40号第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む)であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号および第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する事項（第12条第3項第1号）

- イ. 自己資本比率告示第26条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因
連結グループに属する会社と連結財務諸表規則に基づく連結範囲に含まれる会社に相違点はございません。
- ロ. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
連結グループに属する連結子会社は以下の2社です。
・岳洋産業株式会社（店舗用不動産の賃貸管理業）
・静岡中央信用保証株式会社（信用保証業務）
- ハ. 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等はございません。
- 二. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものとの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれない会社及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれる会社はございません。
- ホ. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は特段ございません。

2. 自己資本調達手段の概要（第10条第3項第1号 第12条第3項第2号）

自己資本調達手段		概要
普通株式	24百万株	完全議決権株式
非累積的永久優先株式	一百萬株	
期限付劣後債務	一百萬株	

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

※銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要（第10条第3項第2号）
※連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要（第12条第3項第3号）
当行では、良質な資産の積上げと着実な収益の積上げによる内部留保の拡大により充分な自己資本を確保するよう努めているとともに、自己資本比率等を指標として健全性を評価しております。また、信用リスク、市場リスク、オペレーション・リスク（事業リスク、システムリスク他）等、当行の直面するリスクに関し、それぞれのカテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照することによって、リスクに対して自己資本が十分であるかなど充実度を確認しております。

4. 信用リスクに関する事項（第10条第3項第3号 第12条第3項第4号）

イ. 信用リスク管理の方針及び手続きの概要

○リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引相手先の信用状態の悪化等により、与信取引の価値が減少しないこと消滅し、損失を被るリスクをいいます。
当行では「信用リスク管理規程」に基づき、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理による「個別与信管理」（取引相手先ごとまたは取引ごとに信用リスクの状況を把握・判断）と、銀行全体のポートフォリオにおいて、特定の大口取引、業種、地域、与信形態など、同種のリスクへの過度の与信集中を回避するなど信用リスクの分散を図る「ポートフォリオ管理」（与信資産全体を一つの集合体として捉え、全体として信用リスクの状況を管理すること）を行っています。

「個別与信管理」については、審査部門が個別債務者毎、個別与信稟議毎に、信用状況、財務分析、資金使途、返済計画・能力等により適切な与信判断をするとともに、実行後は常に個別債務者の信用状況を把握し、定期的に信用格付を実施し、定期的に経営に報告するなど適切な事後管理に努めています。

「ポートフォリオ管理」は、銀行全体の与信ポートフォリオについて、信用リスク管理部署が、大口個社や大口与信グループ、業種別与信の集中度合等について、定期的にモニタリングを行うことにより、与信集中によるリスクを回避しているとともに、信用リスクの計量化、モニタリング結果を定期的に経営に報告するなど適切な管理に努めています。

※信用格付とは、行内の信用格付制度で、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングなどに利用しています。

○自己査定と償却・引当

自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに債権回収の危険性の度合いに応じて資産分類を行うものです。

当行では、金融検査マニュアル等に即した自己査定基準および償却・引当基準を定めており、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っています。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しています。

「破綻懸念先」「破綻先」「実質破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、個別貸倒引当金の計上等を行っています。

□ 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

当行では、保有資産のリスク・ウェイトを判定する上で、すべてのエクスポートフォリオについて以下の4社の適格格付機関を使用しています。なお、証券化エクスポートフォリオの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・「R&I」「JCR」「Moody's」「S&P」

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

（第10条第3項第4号 第12条第3項第5号）

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

当行では、貸出等の与信取引を行うにあたり、返済可能性に関する十分な検証を行っていますが、その上で、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をいただくことがあります。当行が適用している担保や保証の種類としては、担保では預金、有価証券、不動産等があり、不動産担保が大半を占めています。保証では、信用保証協会、政府関係機関、地方公共団体および、債務者の親会社による保証が主となっています。担保・保証の評価や管理等の手続きについては、当行が定める行内規定に基づいて、適切な取扱いを行っております。

また、貸出金と預金の相殺を行う取引としては、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証等を対象としており、行内規定に基づいて手続きを行っています。

なお、自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保および適格保証、および、貸出金と自行預金の相殺を、信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しています。適格担保の内容としては自行預金、国債、上場株式等、適格保証の内容としては住宅金融融資支援機構（前住宅金融公庫）や政府関係機関、地方公共団体の保証などが主なものです。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要
(第10条第3項第5号 第12条第3項第6号)
当行では、派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

7. 証券化エクスポートに関する事項
(第10条第3項第6号 第12条第3項第7号)

当行では、証券化取引へのオリジネーターとしての関与はありません。
また、投資家として当行以外のオリジネーターによる証券化商品の購入はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項
(第10条第3項第7号 第12条第3項第8号)

当行では、自己資本比率算出においてマーケット・リスク相当額と準備完目的算入は行っておりません。

9. オペレーションナル・リスクに関する事項
(第10条第3項第8号 第12条第3項第9号)

イ. オペレーションナル・リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーションナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失にかかるリスクをいいます。

当行では、リスクに関する包括的な行内規定である「リスク管理基本規程」において、オペレーションナル・リスクとして、事務リスク、システムリスク、法務リスク(リガルリスク)、風評(評判)リスク、有形資産リスク、人的リスク、その他オペレーションナル・リスクの7つに分類し、オペレーションナル・リスク管理規程を定め管理しています。

また、個別に行内規定を定め、各リスクについて、それぞれ業務部、システム部、コンプライアンス統括部、経営管理部、人事部等の管理部署が個別リスクを管理し、事故データ等の蓄積を行っているほか、リスクを統括する常務会に定期的にリスクの状況に関する報告を行っています。

ロ. オペレーションナル・リスク相当額算出に使用する手法

当行では、自己資本比率算出上のオペレーションナル・リスク相当額の算出にあたっては「基礎的手法」(注)を採用しております。

(注)「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーションナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーションナル・リスク相当額とするものです。

10. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポートに関するリスク管理の方針及び手続の概要
(第10条第3項第9号 第12条第3項第10号)

出資等のリスク管理につきましては、資金証券部において定期的にリスクを評価し、その状況について、ALM委員会や取締役会等に報告を行っております。

市場リスクの計測は、バリュー・アット・リスク(以下、「VaR」という。)による分析を行い、VaRの算定にあたっては、分散共分散法(保有期間3ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年)を採用しております。

11. 銀行勘定における金利リスクに関する事項
(第10条第3項第10号 第12条第3項第11号)

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

市場リスクとは、金利や為替、株価などの変動によって、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクをいい、具体的には、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに分けられます。

当行では、市場リスク量を適切にコントロールするために、資金証券部が市場リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計測

可能な市場リスクについては市場リスク量を計測し、また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場リスク量や、当行の損益がどのように変動するかを試算しています。

資金証券部は、市場リスクの状況について、定期的にALM委員会に報告し、ALM委員会が全体の資産と負債のバランスを管理するための協議内容を取締役会等に報告しております。

ロ. 銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

当行では、銀行勘定(資産・負債勘定のうち、貸出金、預金、有価証券など)における金利リスクを算定するにあたり、計量可能なリスクについては、ベース・ポイント・バリュー(BPV)(注1)、ギャップ分析(注2)、VaR(注3)などの計測手法を用いて、計測しております。

また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行い、金利が大きく変動した場合等に想定しうる損失額等の把握を行うとともに、バックテスティングにより、計測結果の検証を行っています。

(注1) BPV…金利が0.01%変化した場合の時価損益の変化

(注2) ギャップ分析…資産負債の残高を将来の金利改定期ごとに集計して、そのギャップを分析する手法

(注3) VaR…一定の確率の下の予想最大損失額

定量的な開示事項

①第12条第4行第1号

1. その他金融機関等（自己資本比率告示第29条第6項第1号に規程するその他金融機関等をいう。）であつて銀行の子法人等であるものの、うち、規制上の所有自己資本を下回った会社の名称と所有自己資本を下回った額の総額

該当する会社はございません。

②第10条第4項1号、第12条第4項第2号（自己資本の充実度に関する事項）

2. 信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成25年3月期				平成26年3月期			
	単体		連結		単体		連結	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク(A) (標準的手法)	292,885	11,715	292,526	11,701	307,512	12,300	307,406	12,296
【資産（オン・バランス）項目】計	291,542	11,661	291,183	11,647	306,127	12,245	306,020	12,240
現金	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	5	0	5	0	6	0	6	0
地方三公社向け	—	—	—	—	87	3	87	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	3,633	145	3,633	145	3,298	131	3,298	131
法人等向け	94,784	3,791	94,784	3,791	101,657	4,066	101,657	4,066
中小企業等向け及び個人向け	46,344	1,853	46,318	1,852	46,160	1,846	46,127	1,845
抵当権付住宅ローン	42,442	1,697	42,423	1,696	46,528	1,861	46,528	1,861
不動産取得等事業向け	67,360	2,694	67,360	2,694	66,703	2,668	66,703	2,668
三月以上延滞等	1,197	47	1,369	54	1,475	59	1,573	62
取立未決済手形	5	0	5	0	5	0	5	0
信用保証協会等による保証付	4,077	163	4,077	163	3,690	147	3,690	147
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—
出資等	15,300	612	14,705	588	15,444	617	14,904	596
(うち出資等のエクスポージャー)	—	—	—	—	15,444	617	14,904	596
(うち重要な出資のエクspoージャー)	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外	12,765	510	12,873	514	8,284	331	8,569	342
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—	250	10	250	10
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー)	—	—	—	—	2,344	93	2,521	100
(うち右記以外のエクspoージャー)	—	—	—	—	5,689	227	5,798	231
証券化（オリジネータの場合）	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化（オリジネータ以外の場合）	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—	—	—	—	—
複数の資本を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	3,623	144	3,623	144	6,118	244	6,118	244
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	6,814	272	6,898	275
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—	△ 150	△ 6	△ 150	△ 6
【オフ・バランス取引等項目】計	1,343	53	1,343	53	1,385	55	1,385	55
原契約期間が1年以下のコミットメント	20	0	20	0	200	8	200	8
原契約期間が1年超のコミットメント	1,025	41	1,025	41	927	37	927	37
信用供与に直接的に代替する借入債務	297	11	297	11	257	10	257	10
(うち借入金の保証)	(297)	(11)	(297)	(11)	(257)	(10)	(257)	(10)
オペレーション・リスク（B） (基礎的手法)	18,355	734	18,688	747	17,804	712	18,186	727
総所要自己資本額（A）+（B）	—	—	12,449	—	12,448	—	13,012	—

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

③ 第10条第4項第2号、第12条第4項第3号（信用リスクに関する事項）

3. 信用リスクに関する事項

●信用リスクに関するエクスポートジャーヤおよび三月以上延滞エクスポートジャーヤの期末残高

【単体】		(単位：百万円、%)														
		信用リスクに関するエクスポートジャーヤの期末残高				三月以上延滞エクスポートジャーヤの期末残高				【連結】						
年	業種	貸出金、その他の資産		有価証券		デリバティブ取引		年	業種	貸出金、その他の資産		有価証券		デリバティブ取引		
		25年3月期	26年3月期	25年3月期	26年3月期	245年3月期	26年3月期			25年3月期	26年3月期	25年3月期	26年3月期	25年3月期	26年3月期	
国 内 計	573,837	595,793	473,041	483,057	107,955	112,735	—	—	1,529	5,900	574,217	596,380	473,150	483,375	101,067	113,005
国 外 計	2,903	3,402	—	—	2,903	3,402	—	—	—	—	2,903	3,402	—	—	—	—
地 域 別 合 計	576,740	599,195	473,041	483,057	103,698	116,137	—	—	1,529	5,900	577,120	599,782	473,150	483,375	103,970	116,407
製 造 業	72,429	70,668	57,573	53,974	14,855	16,693	—	—	19	393	72,429	70,668	57,573	53,974	14,855	16,693
農 業・林 業	214	206	214	206	—	—	—	—	—	—	214	206	214	206	—	—
漁 業	27	53	27	53	—	—	—	—	—	—	27	53	27	53	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	19	16	19	16	—	—	—	—	—	—	19	16	19	16	—	—
建 設 業	42,087	40,012	41,198	39,132	889	879	—	—	24	19	42,087	40,012	41,198	39,132	889	879
電気・ガス・熱供給・水道業	401	1,073	—	666	401	407	—	—	—	—	401	1,073	—	666	401	407
情 報 通 信 業	1,542	1,428	445	604	1,096	823	—	—	—	—	1,542	1,428	445	604	1,096	823
運輸業・郵便業	12,453	12,337	9,750	9,134	2,702	3,202	—	—	0	3	12,453	12,337	9,750	9,134	2,702	3,202
卸 小 売 業	39,013	35,701	37,400	33,529	1,612	2,171	—	—	73	3,680	39,013	35,701	37,400	33,529	1,612	2,171
金融・保 険 業	32,479	35,255	18,617	23,852	13,862	11,403	—	—	—	—	31,349	34,125	18,617	23,852	12,732	10,273
不 動 産 業	19,385	17,607	18,705	16,891	679	716	—	—	84	646	19,385	17,607	18,705	16,891	679	716
不動産賃貸管理業	22,035	21,720	21,651	21,336	384	394	—	—	206	158	22,025	21,710	21,651	21,336	374	374
物 品 賃 貸 業	4,493	4,414	4,493	4,414	—	—	—	—	—	—	4,493	4,414	4,493	4,414	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	1,911	1,735	1,911	1,735	—	—	—	—	96	82	1,911	1,735	1,911	1,735	—	—
宿 泊 業	8,304	8,383	8,304	8,383	—	—	—	—	162	30	8,304	8,383	8,304	8,383	—	—
飲 食 業	5,496	5,300	5,496	5,300	—	—	—	—	—	6	5,496	5,300	5,496	5,300	—	—
生活関連サービス業・娯楽業	6,320	5,233	6,320	5,233	—	—	—	—	—	—	6,320	5,233	6,320	5,233	—	—
教 育・学 習 支 援 業	1,368	1,263	1,368	1,263	—	—	—	—	—	8	1,368	1,263	1,368	1,263	—	—
医 療・福 祉	25,164	30,094	25,164	30,094	—	—	—	—	103	14	25,164	30,094	25,164	30,094	—	—
その他のサービス	12,515	12,846	12,299	12,632	215	213	—	—	6	—	12,515	12,846	12,299	12,632	215	213
国・地方公共団体	61,806	71,261	1,146	2,436	60,459	68,824	—	—	—	—	63,018	72,670	1,146	2,436	61,871	70,234
個人による貸家業	62,811	65,058	62,811	65,058	—	—	—	—	334	126	62,811	65,058	62,811	65,058	—	—
個 人	121,325	130,351	121,325	130,351	—	—	—	—	416	319	121,325	130,351	121,325	130,351	—	—
そ の 他	23,332	27,171	16,793	16,755	6,539	10,416	—	—	—	—	23,441	27,489	16,902	17,073	6,539	10,416
業種別計	576,740	599,195	473,041	483,057	103,698	116,137	—	—	1,529	5,900	577,120	599,782	473,150	483,375	103,970	116,407
1 年 以 下	67,091	68,105	65,515	65,839	1,576	2,266	—	—	—	—	67,493	68,105	65,515	65,839	1,977	2,266
1 年超3年以下	35,526	41,471	27,475	28,000	8,050	13,470	—	—	—	—	35,726	42,071	27,475	28,000	8,251	14,071
3 年超5年以下	46,621	64,415	30,481	30,779	16,139	33,636	—	—	—	—	46,621	64,415	30,481	30,779	16,139	33,636
5 年超7年以下	38,306	38,446	35,496	34,955	2,810	3,490	—	—	—	—	38,306	39,255	35,496	34,955	2,810	4,299
7 年超10年以下	115,760	85,898	59,262	47,598	56,497	38,300	—	—	—	—	116,571	85,898	59,262	47,598	57,308	38,300
10 年 超	225,982	245,977	225,982	241,875	—	4,102	—	—	—	—	225,982	245,977	225,982	241,875	—	4,102
期間のためのないもの	47,450	54,881	28,827	34,010	18,623	20,871	—	—	—	—	46,419	54,058	28,935	34,327	17,483	19,731
残存期間別合計	576,740	599,195	473,041	483,057	103,698	116,137	—	—	—	—	577,120	599,782	473,150	483,375	103,970	116,407

(注) 1. 「貸出金、その他の資産」項目には、貸出金、コミットメント、現金預け金、コールローン、固定資産等が計上されています。

2. 「三月以上延滞エクスポートジャーヤ」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポートジャーヤ、または引当金勘定前でリスク・ウェイ特が150%以上であるエクスポートジャーヤ。

3. エクスポートジャーヤの内訳については、「貸出金、その他の資産」「有価証券」「デリバティブ取引」に区分し、従来業種別でその他に区分していたエクスポートジャーヤ等を詳細に区分し表示しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、投資損失引当金勘定の期末残高および期中増減額

【単体】		(単位：百万円)											
		期首残高				当期増減額				期末残高			
年	業種	25年3月期	当期増減額	25年3月期	当期増減額	25年3月期	当期増減額	25年3月期	当期増減額	25年3月期	当期増減額	25年3月期	当期増減額
一般貸倒引当金		834		371		1,205		—	—	—	—	—	—
個別貸倒引当金		1,710		2,224		980		—	—	—	—	—	—
投資損失引当金		1,710		2,436		4,146		—	—	—	—	—	—
合 計		2,545		2,807		5,352		—	—	—	—	—	—
【連結】		(単位：百万円)											
		期首残高				当期増減額				期末残高			
年	業種	25年3月期	当期増減額	25年3月期	当期増減額	25年3月期	当期増減額	25年3月期	当期増減額	25年3月期	当期増減額	25年3月期	当期増減額
国 内 計		1,710		4,146		2,436		548		4,146		4,695	
国 外 計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 域 別 計		1,710		4,146		2,436		548		4,146		4,695	
製 造 業		120		173		52		238		173		411	
農 業・林 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		20		20		△0		△2		20		17	
電気・ガス・熱供給・水道業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業・郵便業		1		0		△1		0		0		—	—
卸 小 売 業		32		2,475		2,442		△12		2,475		2,463	
金 融・保 険 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業		179		80		△99		502		80		582	
不動産賃貸管理業		182		208		25		△59		208		148	
物 品 賃 貸 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業		2		—		△2		—		—		—	—
宿 泊 業		55		115		60		△3		115		51	
飲 食 業		11		9		△1		2		9		12	
生活関連サービス業・娯楽業		472		422		△49		△36		422		386	
教 育・学 習 支 援 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療・福 祉		36		54		18		△27					

●業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却			
	単体		連結	
	25年3月期	26年3月期	25年3月期	26年3月期
製造業	—	—	—	—
農業・林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業・郵便業	—	—	—	—
卸・小売業	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—
不動産賃貸業	—	—	—	—
物品販賣業	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—
生活関連サービス業・娯楽業	—	—	—	—
教育・学習支援業	—	—	—	—
医療・福祉	—	—	—	—
その他サービス	—	—	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—
個人による貸家業	—	—	—	—
個人	—	—	—	—
その他の業種	—	—	—	—
業種別計	—	—	—	—

●リスク・ウェイトの区分毎の信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高および資本控除した額

[単体]

(単位：百万円)

	信用リスク削減手法勘案後のエクspoージャーの額			
	25年3月期		26年3月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	—	121,162	—	124,636
10%	—	42,371	—	40,145
20%	17,693	28	20,395	466
35%	—	121,945	—	133,548
50%	9,810	366	11,816	1,407
75%	—	65,034	—	64,363
100%	13,816	179,495	11,449	187,890
150%	1,502	475	—	2,918
250%	—	—	—	937
1,250%	—	—	—	—
合計	42,822	530,880	43,661	556,315

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャー。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限る。
 2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクspoージャーが含まれる。
 3. 平成25年3月期は、改正前の告示の規定により自己資本控除額、平成26年3月期は、改正後の告示の規定によりリスク・ウェイト1,250%を適用したエクspoージャーの額を計上しております。

[連結]

(単位：百万円)

	信用リスク削減手法勘案後のエクspoージャーの額			
	25年3月期		26年3月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	—	122,575	—	126,046
10%	—	42,371	—	40,145
20%	17,693	28	20,395	466
35%	—	121,893	—	133,548
50%	9,810	386	11,816	1,454
75%	—	65,000	—	64,319
100%	13,816	179,980	11,449	187,458
150%	1,502	601	—	3,023
250%	—	—	—	1,008
1,250%	—	—	—	—
合計	42,822	531,837	43,661	557,472

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクspoージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクspoージャー。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限る。

2. 「格付適用」エクspoージャーには、原債務者の格付を適用しているエクspoージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクspoージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクspoージャーが含まれる。

3. 平成25年3月期は、改正前の告示の規定により自己資本控除額、平成26年3月期は、改正後の告示の規定によりリスク・ウェイト1,250%を適用したエクspoージャーの額を計上しております。

④ 第10条第4項第3号、第12条第4項第4号（信用リスク削減手法に関する事項）

4. 信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャーの額

(単位：百万円)

	25年3月期		26年3月期	
	単体	連結	単体	連結
適格金融資産担保が適用されたエクspoージャー	3,027	3,027	2,773	2,773
保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクspoージャー	67	67	61	61

⑤ 第10条第4項第4号、第12条第4項第5号（派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項）

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引はございません。

⑥ 第10条第4項5号、第12条第4項6号（証券化工クspoージャーに関する事項）

6. 証券化工クspoージャーに関する事項

当行では、証券化取引へのオリジネーターとしての関与はありません。また、投資家として当行以外のオリジネーターによる証券化商品の購入はありません。

⑦ 第10条第4項第7号、第12条第4項第8号（銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項）

7. 銀行勘定における出資等又は株式等エクspoージャーに関する事項

●銀行勘定における出資等の貸借対照表計上額および時価

〔単体〕

(単位：百万円)

	25年3月期		26年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	15,611		16,914	
上記に該当しない出資等	2,225		2,215	
合 計	17,836	17,836	19,129	19,129

〔連結〕

(単位：百万円)

	25年3月期		26年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	15,611		16,914	
上記に該当しない出資等	1,085		1,075	
合 計	16,696	16,696	17,989	17,989

●銀行勘定における出資等の売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	25年3月期		26年3月期	
	単体	連結	単体	連結
売却損益額	431	431	1,140	1,140
償却額	40	40	—	—

●貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	25年3月期		26年3月期	
	単体	連結	単体	連結
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	1,876	1,876	2,802	2,802
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—	—	—

⑧ 第10条第4項9号、第12条第4項第10条（銀行勘定における金利リスクに対して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額）

8. 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

●金利ショックに対する経済的価値の変動額と経済的価値低下率（アウトライヤー比率）

〔単体〕

(単位：百万円)

	25年3月期		26年3月期	
	金利ショックに対する経済的価値の変動額	経済的価値低下率（アウトライヤー比率）	金利ショックに対する経済的価値の変動額	経済的価値低下率（アウトライヤー比率）
	795	2.37%	1,465	4.27%

〔連結〕

連結子会社の資産及び負債を加えた金利リスクは、銀行本体の金利リスクと比較して影響が軽微であると判断しており、そのため連結ベースでの計測は行っておりません。

(注) 1. 金利ショックは、保有期間1年、計測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値を採用しております。

2. コア預金を反映した上で、金利ショックに対する経済的価値の変動額を算出しております。

3. コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって隨時払い出される預金のうち、引き出されることなく、長期間銀行に滞留する預金で「①過去5年の最低残高」、「②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高」、「③現在残高の50%相当額」の3項目のうち、最小の額を平均満期2.5年として算出しております。

4. 経済価値低下率（アウトライヤー比率）

バーゼルⅡ第2の柱のアウトライヤー規制における比率。

算出方法…金利リスク量 ÷ (Tier1 + Tier2)

5. 平成23年3月期より、リスク管理の高度化の一環として、金利ショックの計測手法を「200bp」による計測手法から「1%タイル値と99%タイル値」による計測手法に変更しております。